

松山地方裁判所委員会（第8回）議事概要

1 日 時

11月7日（火）午後1時30分から午後4時まで

2 場 所

松山地方裁判所大会議室

3 出席者

（委 員） 春日通良，黒田徹三，澤野芳夫，西蔭健，藤川研策，古
崎孝司，増本基，宮本寿

上野公裕（欠席），山本耕平（欠席）

（事務担当者） 原事務局長，松井総務課長，櫛辺総務課課長補佐，渡邊
庶務係長

4 松山地方裁判所長あいさつ

5 議 事（■委員長，○委員）

(1) 田中委員長の転任に伴う委員長の選出について

○春日委員が適任である。

○異議なし

春日委員が委員長に選任された。

(2) 裁判所から「7月に開催された裁判員模擬裁判」について報告

(3) 裁判所から「6月以降の裁判員制度に関する広報活動の状況報告」につい て報告

ア 出前講義の実施状況

イ 裁判所探検ツアー実施状況

ウ 夏季社会科教員研修実施状況

エ 裁判員制度広報用うちわ配布

オ 裁判員制度作文コンクール結果報告

カ 裁判員制度ポスターコンクール取組状況

キ 裁判員裁判用法廷完成記念行事「さいばん i n 松山」の取組状況

ク 「裁判員制度フォーラム2007 i n 愛媛」の取組状況

(4)「愛媛県下における裁判員制度の浸透状況、問題点及び今後の広報活動の在り方等」について意見交換

○裁判員制度の広報に関する企業への働きかけは、銀行であれば、各銀行が所属する全国銀行協会を通じて行うと良い。

○農林水産関係者についても、農業団体や水産団体へ働きかけをすれば、効果的な広報ができると思われる。

○裁判員になるにあたって、介護や育児が必要な人は負担が大きいため、相当額の手当や税法上の特典を与えることも必要になるのではないかと。

○一時保育制度の話聞いたが、それらの利用が困難であれば、裁判所の庁舎内に介護や育児のできる施設を設けるほか、裁判所が保育士等の手配をすることはできないか。

○育児の対象者の年齢や人数によって、保育士の数や保育スペースが決まるので、裁判所だけでは、急な対応はできないのではないかと。自治体の協力は不可欠であると思われる。

■裁判所には介護や育児に関する十分な知識や経験がないので、裁判所が保育士と直接契約したり、介護を行うことは難しいと思われる。

○裁判員候補者への通知が早ければ、介護や育児の計画が立てられるので、配慮されたい。

○裁判員候補者になって出頭しなければ過料の制裁があると聞いたが、過料を支払えば裁判員を務めなくても済むのであれば、過料を払って裁判員は免れたいという人もいると思われる。

○所得の多いIT企業の社長等は、過料を支払い、裁判員の職務は免れたいと考える人もいるのではないかと。

○模擬裁判で裁判員を経験したが、実際に経験してみると2日でも想像以上に

負担であった。実際の裁判員裁判で、どの程度の期間拘束されるかは不確定であるが、裁判員の負担は少なくない。

○中小企業の方が負担感があると思われる。過料の制裁逃れをする者も出てくると思われる。

■過料の制裁については、問答無用で行うことはない。適正な運用がなされると思われる。

■裁判員制度の導入にあたっては、環境整備など、まだまだ解決していかなければならない問題があるが、制度導入の趣旨を理解していただいて、経営者の方にも協力をお願いしたい。

○大規模、中規模の企業であれば、裁判員制度の実施時期が近づけば就業規則を作ると思われるが、小規模企業や自営業者は、就業規則を作るのは難しいと思われる。そこで、特定の小規模企業での取り組みをモデルケースにして、先例として紹介することも考えられる。

○裁判員として従業員を出す企業には、税法上の手当（控除）をするという方策も考えられると思われる。

○裁判員制度広報として、制度広報用ポスターを銀行の窓口に掲示するように銀行協会等に働きかけることは可能である。

○市町村の広報誌に制度紹介記事を掲載してもらえれば、町内会の回覧に回してもらえるので広報の効果があると思われる。

■松山市以外はすべて掲載してもらっている状況である。近く法曹首長で、県及び市に裁判員制度広報及び環境整備について協力依頼に行く予定で、日程調整中である。

○託児所や介護施設について、県営の施設があれば、いずれの市町村の住民でも市町村の別という垣根を越えて施設が利用できると思われる。

○県に相談に行くと、市町村の所管課が担当窓口であるということなので、県営のものはないのではないか。

■ただ、県にアプローチすれば市町村を指導して利用の便宜が図られるようになるかも知れない。

○県も、その上に国の機関である厚生労働省や総務省があるので、簡単には決められないと思われる。

○これも全国的な問題であるので、中央レベルで協議すべき事項である。

■中央レベルでの協議もしているところではあるが、その前提として、地方での施設利用形態の実情や問題点を中央に情報提供することが必要であり、それを踏まえた中央レベルの協議が必要不可欠である。

○企業に対し、内部研修で裁判員制度の説明を取り入れるよう協力要請文書を裁判所から送付してもらえれば、こちらとしても働きかけがしやすい。

○企業の社内報に裁判員制度の説明を載せるよう働きかけることも可能である。

○要介護者がいる人に対する介護に必要な費用の補填の対策は、具体的には不確定とはいえ基本的には日当の範囲内で賄う方向のようであるが、安心して要介護者を預けて裁判員として裁判に参加してもらうためには、費用補填の方策を検討する必要があると思われる。

○介護施設の確保等は全国的な問題であるので、中央レベルで協議すべきだ。

■零細企業や自営業の会社では、従業員を裁判員として出すのは困難な場合も多いのではないかと考えるが、何か対応策はないか。

○所得補償の保険、つまり、裁判員として裁判に出る場合には、その間の休業補償をしてくれるというものがあればいいと思われる。

○選ばれるかどうか分からないのに、毎月保険料を自腹で拠出するのは抵抗があるのではないか。

○ボランティア保険であれば、月100円ほどの掛け金で、ボランティアに参加した場合に相当程度の休業補償金が給付されるので、裁判員制度にも、そのようなシステムが利用できないか。

○育児、介護費用もそれでカバーできると思われる。

○掛け金も税金の中から拠出するようにすればいい。

○損失補償は、いろいろなケースがあるので、一律に扱うのは難しい面もある。

■先ほどの保険制度も全国規模の話になる。

○やはり中央で一つの方針を出してもらわないと困る。地方だけで解決するのは難しい。

■裁判員として裁判に参加してもらうに際し、他に何か対策を検討しておくべきことは何かないか。

○負担面だけでなく、いい面があるという宣伝も必要ではないか。

○仕事で労働審判手続を担当しているが、労働審判員はやって良かったという感想を持っている。裁判員制度もやってみるとその良さややり甲斐が実感してもらえるのではないか。

■検察審査員も抽選で選ばれてくるが、一旦担当すると熱心にやられている。やって始めてその良さを実感してもらえる場合は案外多い。

○労働審判員は使用者側や組合側選出の、いわばその道に長けた人であるので、余り苦痛と感ぜない人が多いのではないか。

○60歳の方が裁判員として裁判に出なければいけないのは苦痛であるが、若い人たちへの法教育等を活性化させ、ある程度勉強した人が増えて、その人たちが裁判員を担うようになれば、個々人の抵抗感もなくなっていくと思われる。ただ、そのような状況が生まれ、裁判員制度が一般に定着するまでには、かなりの時間がかかるだろう。

○裁判員として2日間の模擬裁判を経験した。きつかったが達成感があり、本当に良かったと思っている。

(5) 10月末に完成した裁判員裁判用法廷の見学を実施

次回のテーマ

「具体的な裁判員の選任手続や環境整備面について意見・アドバイス」

「平成19年3月4日開催の裁判員制度フォーラム2007 in 愛媛の開催内容

の紹介」

次回期日

平成19年2月23日（金）午後2時から午後4時まで